



HILLS REIT

平成 19 年 4 月 25 日

各 位

不動産投信発行者名  
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号  
森ヒルズリート投資法人  
代表者名  
執行役員 堀内勉  
(コード番号: 3234)

投資信託委託業者名  
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号  
森ビル・インベストメントマネジメント株式会社  
代表者名  
代表取締役社長 堀内勉  
問合せ先  
財務部長 中村修次  
TEL. 03-6406-9300(代表)

投資信託委託業者における利害関係取引規程の変更及びコンプライアンス委員会の増員に関するお知らせ

森ヒルズリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する投資信託委託業者である、森ビル・インベストメントマネジメント株式会社の取締役会において、本日その内規である「利害関係取引規程」の変更及びコンプライアンス委員会の増員につき下記の通り決議されましたので、お知らせ致します。

変更内容は下記のとおりです。変更箇所には、下線を付しています。

記

1. 「利害関係取引規程」にかかる変更の内容と変更の理由

【変更前】

第7条(不動産の取得)

利害関係者から不動産等を取得する場合、その取得価額は、利害関係者でない不動産鑑定士(法人を含むものとする。以下同様とする。)による鑑定評価額を超えないものとする。但し、ここでいう取得価額は不動産等そのものの価格とし、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含まない。また、売主が投資法人による取得のために当該不動産等を取得した場合には、取得に要した諸費用相当額を、鑑定評価額に加算した金額を上限とする価格で取得することができるものとする。

(以下、略)

【変更後】

第7条(不動産の取得)

利害関係者から不動産等を取得する場合、その取得価額は、利害関係者でない不動産鑑定士(法人を含むものとする。以下同様とする。)による鑑定評価額の 110%を超えないものとする。但し、ここでいう取得価額は不動産等そのものの価格とし、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含まない。また、売主が投資法人による取得のために当該不動産等を取得した場合には、取得に要した諸費用相当額を、鑑定評価額の 110%に加算した金額を上限とする価格で取得することができるものとする。

(以下、略)

上記変更は、現在の不動産マーケットにおける機動的な物件取得を可能とし、資産規模の安定的な拡大を推進することを目的とするものです。なお、当該規程の変更にあたり、「特別目的会社の組成及び投資法人への資産売却の指図等に関する業務規程」の利害関係取引に係る諸規定も当該規程に準じて変更しています。



HILLS REIT

## 2. コンプライアンス委員会の増員

森ビル・インベストメントマネジメント株式会社のコンプライアンス委員会は、代表取締役社長、コンプライアンス・オフィサー、社外専門家1名及び非常勤監査役で構成されてきましたが、コンプライアンス委員会の機能拡充を目的として、この度、内部監査部長をその構成員として加えることと致しました。

### コンプライアンス委員

現 行	改 定 後
代表取締役社長、コンプライアンス・オフィサー、社外専門家1名及び非常勤監査役	代表取締役社長、コンプライアンス・オフィサー、 <u>内部監査部長</u> 、社外専門家1名及び非常勤監査役

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.mori-hills-reit.co.jp>